

令和5年度就学支援金のお知らせ

◆収入の修正申告や税額の更正があった場合

- 就学支援金の認定結果に影響する可能性があります。修正申告等により税額の更正があった場合は、事務室までご連絡ください。
- 税額の更正により「不認定から認定」に変更となる場合、税務署から発出される“更正通知書”や市役所から発出される“地方住民税額の変更が分かる通知等”を受け取った日の翌日から15日以内に再申請した場合に限り、遡って就学支援金の支給が受けられます。（15日を超えた場合は、遡って支給されませんのでご注意ください。）

◆離婚・死別、再婚等による保護者の変更があった場合

- 就学支援金の認定結果に影響する可能性があります。離婚・死別、再婚等により保護者の変更があった場合は、事務室までご連絡ください。（再婚の場合、養子縁組をしていない（＝生徒の親権者でない）場合は、保護者の変更には該当しません。）

◆令和5年度 申請情報の誤登録について

- 令和5年度の就学支援金審査において、申請情報の誤登録を原因とする誤認定が発生しております。以下の「よくある誤りの例」をご確認いただき、お心当たりがある場合は、事務室までご連絡ください。

[よくある誤りの例]

- 保護者等2名のうち、1名の登録がされていなかった。
- 日本国内に住所を有していないと登録した保護者が、令和5年1月1日時点で帰国していた。（1年生 4月の申請については、令和4年1月1日時点）

問合せ先 事務室

電 話 0561-48-1500

（平日8：30～16：30）